

第9期

宜野湾市 高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画

概要版

チュイシージーの心で支えあう
高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん



令和6年3月
宜野湾市

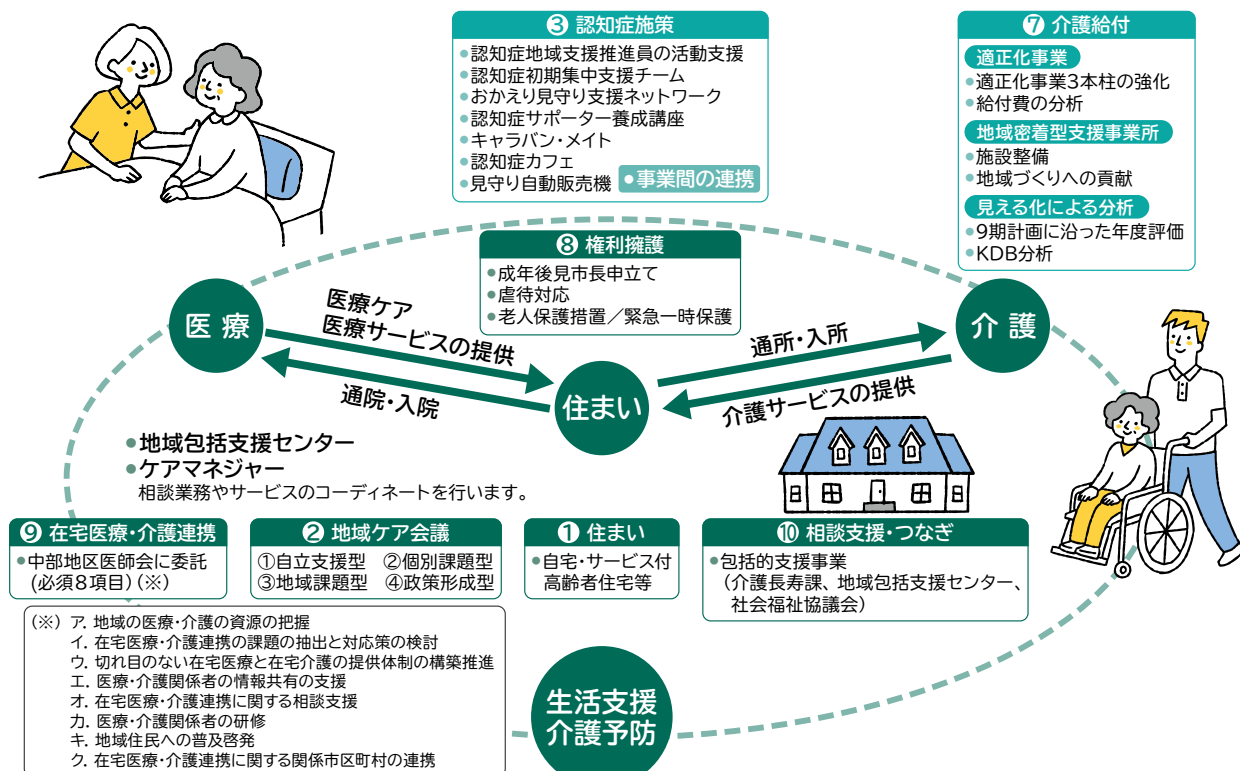
計画策定の趣旨

この計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年や、現役世代が急減する令和22(2040)年を見据え、高齢者がいつまでも地域の中で健康に暮らし続けていくことができるための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業を計画的に実施することを目的として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

年度	平成				令和																						
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	...	12	...	17	...	22									
令和7(2025)年を見据えた計画										令和22(2040)年を見据えた計画																	
第6期計画										第7期計画			第8期計画			第9期計画											
▲ 団塊の世代が65歳																				▲ 団塊の世代が75歳			▲ 団塊ジュニア世代が65歳				

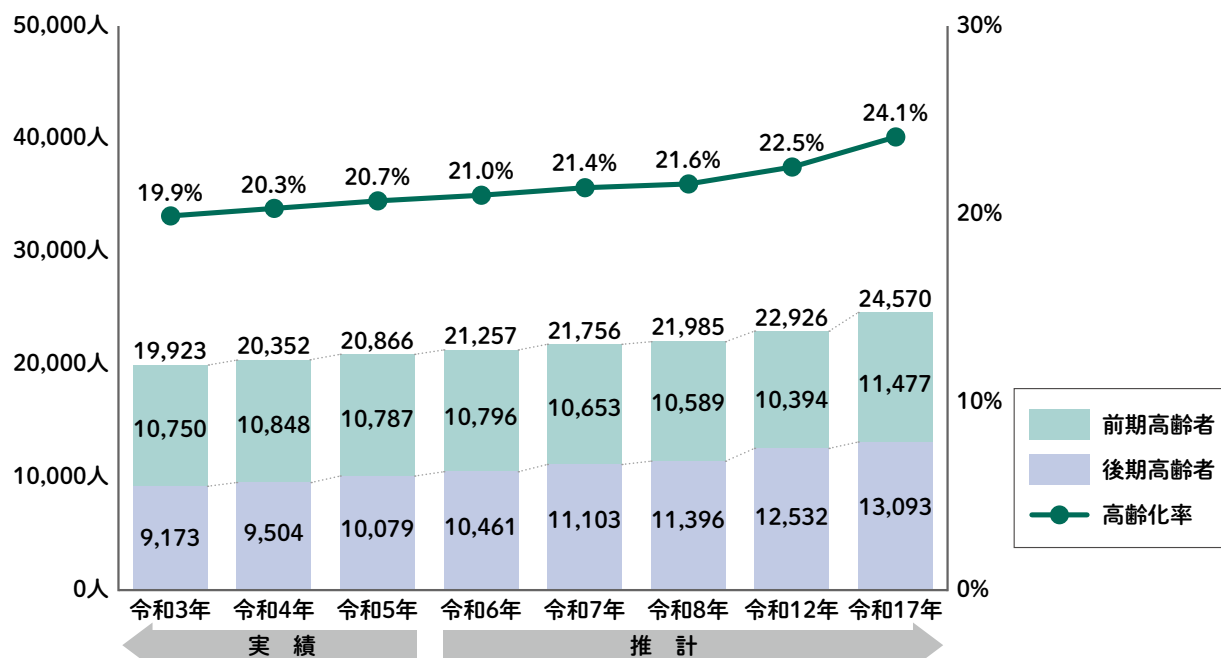
地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な支援である、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を提供する体制のこと。市では以下の体制を作っています。



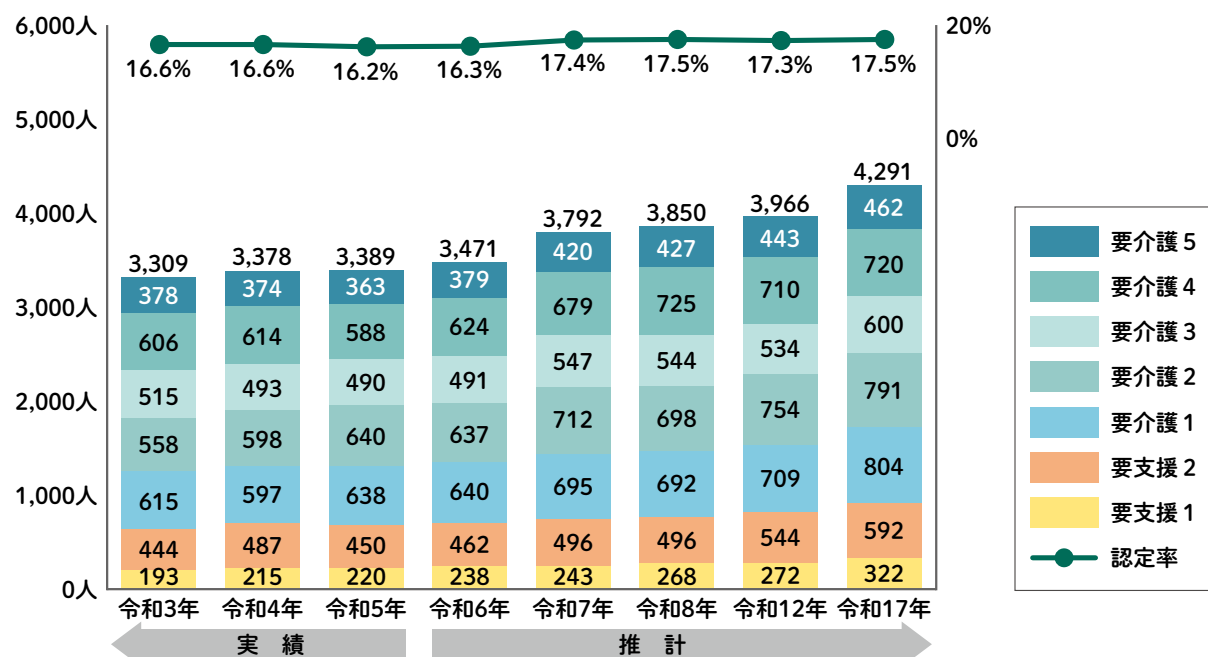
高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は今後も増加傾向が続き、第9期計画期間最終年度の令和8年度には21,985人になる見込みです。



認定者数・認定率の推移

本市の認定者数(第1号被保険者)は、第9期計画期間最終年度の令和8年度には3,850人と推計され、要介護2の認定者数が最も多く698人、次いで要介護1の692人と推計されます。また、第9期計画期間中の認定率は16～17%台で推移することが見込まれます。



計画の基本理念・基本目標

第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「チュイシーの心で支えあう高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん」を目標像として掲げ、すべての高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指してきました。

今後、本市では、75歳以上の後期高齢者が増加し、特に介護ニーズの高い85歳以上の高齢者は令和17年にピークを迎えることが見込まれており、中長期的な視点を踏まえた介護サービス基盤の充実が求められます。

また、高齢化が一層進む中で、制度や分野の枠にとらわれず、一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

高齢者一人ひとりが介護保険法の趣旨を踏まえて健康増進に取組み、もしも介護が必要になったときのために予め備える「自助」、高齢者自身だけでなくあらゆる世代が身近な人間関係の中で、自発的に地域の困っている方を支え合う「互助」のまちづくりを進めることが、この計画の目指すところです。

第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、第8期計画の基本理念を長期的な取り組みのもとに実現することが必要な将来像としてとらえ、「チュイシーの心で支えあう 高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん」を基本理念として踏襲します。

チュイシーの心で支えあう 高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん

- 基本目標 ① 高齢者が健康に暮らせるまち
- 基本目標 ② 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち
- 基本目標 ③ 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち
- 基本目標 ④ 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち
- 基本目標 ⑤ 高齢者が充実した介護を受けられるまち

計画の基本目標と施策内容

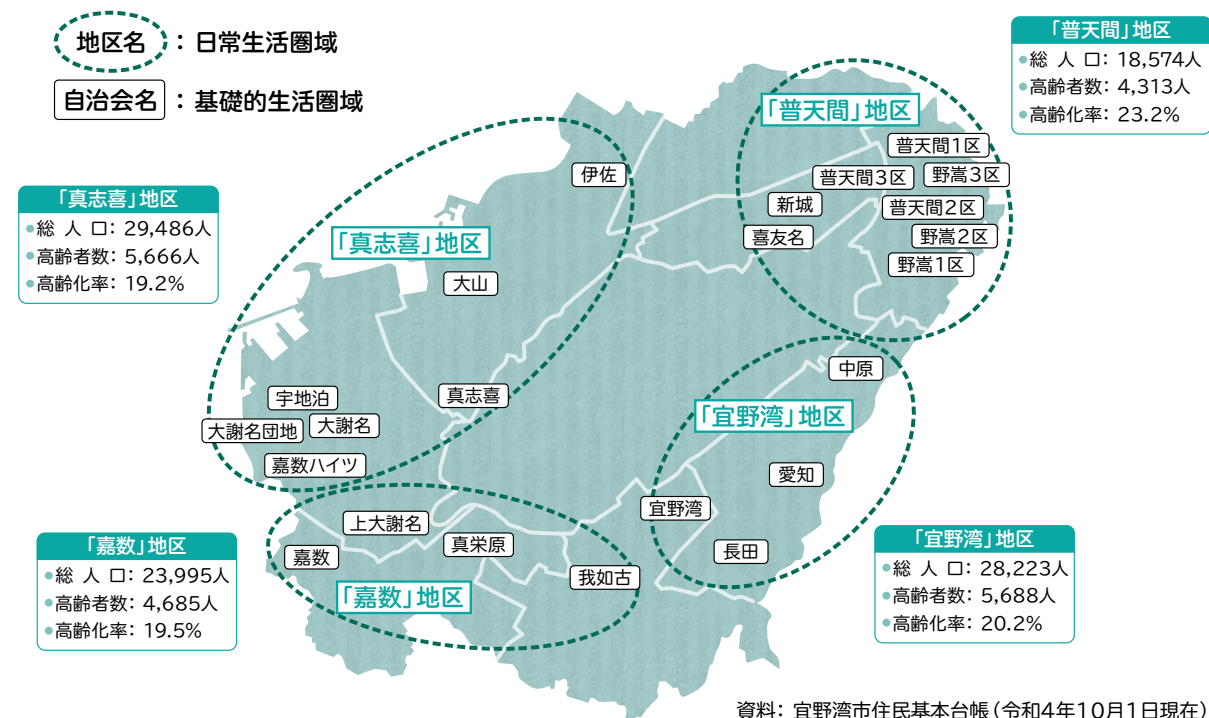
第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「チュイシージーの心で支えあう 高齢者が笑顔で住み続けるまち ぎのわん」に向け、5つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進します。

基本目標 ① 高齢者が 健康に暮らせるまち	① 健康づくり及び疾病予防 ② 介護予防事業の充実 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
基本目標 ② 高齢者がいつまでも 住みなれた地域で 暮らせるまち	① 包括的支援事業 ② 生活支援体制整備 ③ 在宅医療・介護連携 ④ 地域ケア会議の強化
基本目標 ③ 高齢者が 尊厳をもって 暮らせるまち	① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の充実 ③ 認知症の人の介護者への支援対策の充実 ④ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
基本目標 ④ 高齢者が いきいきと安心して 暮らせるまち	① 生きがいづくりの充実 ② 就労支援の充実 ③ 地域づくり・支え合い活動の充実 ④ 住宅・住みやすい環境の充実 ⑤ 災害時対応等の充実
基本目標 ⑤ 高齢者が 充実した介護を 受けられるまち	① 事業所の指定及び指導監督 ② 介護給付費等適正化推進事業 ③ 家族介護支援の充実 ④ 介護サービス事業者連絡協議会 ⑤ 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

日常生活圏域の設定

本市における日常生活圏域は、社会福祉資源等が一定程度分布している特性を生かし、高齢者を支援する関係者の連携体制の充実強化を図る範囲として、4つの圏域(「普天間」地区・「真志喜」地区・「嘉数」地区・「宜野湾」地区)を設定します。

また、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らしていけるよう、各圏域の地域包括支援センターを拠点として高齢者の各種支援を行っていくとともに、地域に密着した介護保険サービスとして日常生活圏域ごとに地域密着サービスの提供を図ります。



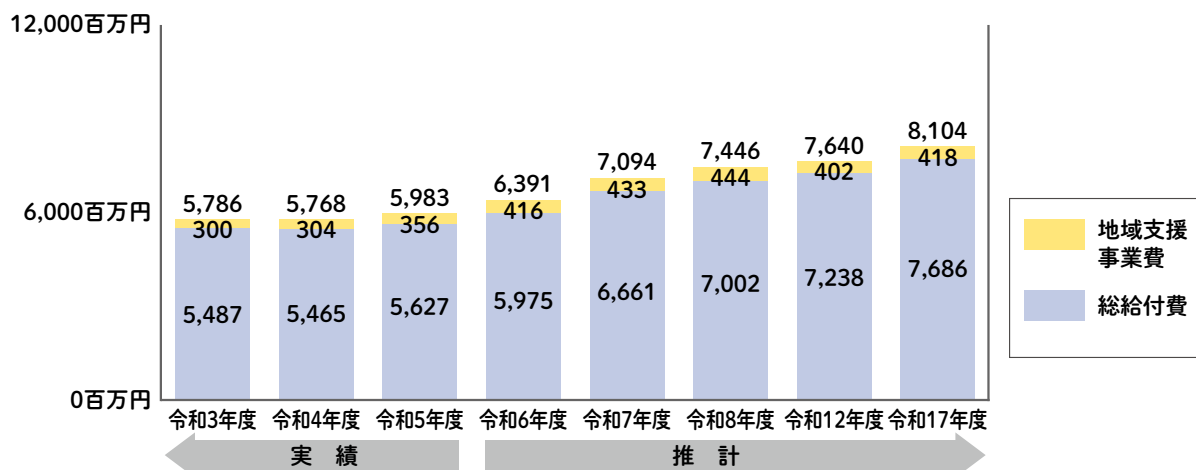
第9期計画期間中のサービス基盤整備の見込み

本市では、第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間中のサービス基盤整備を以下のように見込んでいます。

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
種類	事業所数・定員			
介護老人福祉施設	1か所 30床	中部圏域に県で整備予定		
認知症対応型 共同生活介護 ※1ユニット=9床	2ユニット2か所(新規) 36床	選定	施設整備	指定
	1ユニット1か所(増床) 9床	—	増床	—
看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 29床	選定	施設整備	指定
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1か所 10床	選定	施設整備	指定
介護医療院	数か所合計 20床	近隣市町村への参入による本市利用見込み分		

介護給付費等の見込み

高齢者人口、認定者数の増加に伴い介護保険サービス利用に対する給付費も増加することが見込まれ、第9期最終年度の令和8年度の総給付費は約70億円、地域支援事業費は約4億4,400万円と推計されます。



※ 端数処理の関係で合計があわないことがあります。

資料：見える化システム

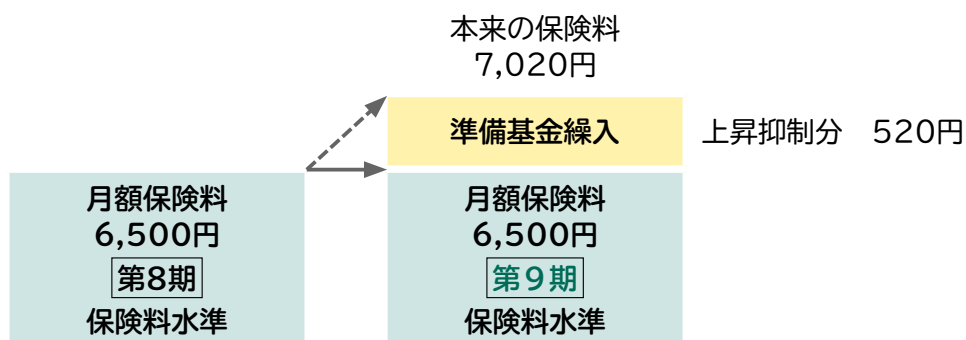
第1号被保険者の保険料の設定

介護保険制度では、安定的な保険運営を図るため、「介護給付費準備基金」が設けられています。この基金は、3年間の事業年度での財源を安定化させるため、初年度に発生が見込まれる余剰金を基金として積み立て、計画最終年度に不足が生じた場合に充てるものです。一方、計画最終年度において基金剰余金が生じた場合は、この基金を活用し次期保険料算定で繰り入れることで、保険料を低く設定することができます。

また、介護保険料は、市民税の課税状況に応じて段階制で保険料を設定しています。

国の示す標準段階区分は13段階ですが、本市は15段階に区分することで、より所得水準に応じた額を設定しております。

本市では、「準備基金繰入」や「弾力化」を行うことにより、本来の保険料を月額520円抑制しています。



保険料段階の設定

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、介護給付費や地域支援事業等の総額の23%を、65歳以上の人口で割った金額が1人あたりの負担額(保険料)となります。なお、本市では、所得の段階に応じて、0.285倍～2.75倍の15段階を設定します。

第9期の介護保険料段階(令和6年度～令和8年度)

	対象者	基準額に 対する割合	第9期保険料	
			(月額)	(年額)
第1段階	- 生活保護の受給者 - 老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税の方 - 本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.285	1,853円	22,230円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.400	2,600円	31,200円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.685	4,453円	53,430円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に課税者がいる方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.900	5,850円	70,200円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯内に課税者がいる方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.000	6,500円	78,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	7,800円	93,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	8,450円	101,400円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	9,750円	117,000円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.650	10,725円	128,700円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	12,350円	148,200円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	13,650円	163,800円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	14,950円	179,400円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.400	15,600円	187,200円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.450	15,925円	191,100円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.750	17,875円	214,500円

※第1段階の乗率は基準額の0.455となりますが、国・県・市からの公費投入(一般会計)による0.17の保険料軽減分を加味して0.285で表記しています。

※第2段階の乗率は基準額の0.6となりますが、国・県・市からの公費投入(一般会計)による0.2の保険料軽減分を加味して0.4で表記しています。

※第3段階の乗率は基準額の0.69となりますが、国・県・市からの公費投入(一般会計)による0.005の保険料軽減分を加味して0.685で表記しています。

問い合わせ

宜野湾市役所 健康推進部 介護長寿課

TEL 098-893-4411(代表)